

第37回 国立市都市計画審議会会議録（要旨）

日時	平成30年6月27日(水) 午前 10時00分～11時10分
場所	市役所2階 市議会委員会室
議題	国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版案について
出席委員 (敬称略)	林会長、高橋委員、北島委員、内藤委員、 高柳委員、大谷委員、石井委員、小口委員、尾張委員、 中館委員、高田委員、三輪委員
事務局等	永見市長、門倉都市整備部長、江村都市整備部参事、佐伯都市計画課長、 山崎都市計画係長、川縁都市計画係主査、和田、三好
傍聴者	なし
議題	報告案件 国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版案について
要点記録	国立市より国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版案について 諮問を行った。
国立市都市計画審議会運営規則第13条第2項の規定により、ここに署名いたします。 平成30年6月27日 議長	
指名委員	

第37回 国立市都市計画審議会

林会長 : おはようございます。本日はご多忙のところ、皆様のご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから第37回国立市都市計画審議会を開会いたします。

ご案内にもありますように、本日の議題といたしまして、「国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版案について」、市長より諮問された議案1件のご審議をさせていただきたく、都市計画審議会を開催する次第です。

ご審議の前に、今回より新たにおかわりになりました委員がいらっしゃいますので、事務局より紹介をいただき、その後にご挨拶をいただきたくお願いいたします。

佐伯都市計画課長 : 学識経験者のうち、国立市商工会会長としてお願いいたしております内藤委員でございます。

内藤委員 : おはようございます。内藤でございます。よろしくお願いいたします。

林会長 : どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

定足数の確認ですが、増田委員より、都合により欠席の旨、連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員数は12名であります。したがって、審議会条例第7条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、これより議事日程に従い会議を進めさせていただきます。

それでは、次に会期の日程についてお諮りいたします。会期でございますが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長 : 異議なしの声がありますので、会期を本日1日といたします。

続きまして、審議会運営規則第13条に基づき、第37回国立市都市計画審議会の会議録に署名する委員を指名いたします。これにつきましては、高橋委員を指名いたします。

それでは、ここで市長さんからご挨拶いたします。

永見市長 : おはようございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第37回国立市都市計画審議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日の議題といたしましては、「国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版案について」の諮問1件でございます。

国立市都市計画マスタープランにつきましては、平成27年度より二度目の改訂作業を進めております。ことし1月の都市計画審議会では、素案につきましてご意見をいただきました。ここでの意見を反映させ原案を作成し、これをパブリックコメントや説明会を通じてご意見をいただいております。これらいただきましたご意見について検討を行い、このたび案を取りまとめたことから、本日、諮問をさせていただき、ご承認をいただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

林会長 : ありがとうございました。

それでは、議題に入ります。「国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版案につい

て」、事務局より説明をお願いします。

佐伯都市計画課長： おはようございます。それでは、説明の前に、事務局職員に変更がございましたので、ご紹介をいたします。

4月の人事異動で、新たに都市計画係に来ました川縁主査でございます。

都市計画係主査： 都市計画係主査、川縁です。よろしくお願いいたします。

佐伯都市計画課長： 同じく三好主事です。

都市計画係： 都市計画係の三好です。よろしくお願いいたします。

佐伯都市計画課長： 職員の紹介は以上になります。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日テーブルに配付しております第37回国立市都市計画審議会議事日程、国立市都市計画に関する諮問についての写し、国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版目次、両面刷りになっております。それから、事前に配付しております、右上に都市計画審議会資料No.1、国立市都市計画マスタープラン〈第2次改訂版(案)〉について、同じく、都市計画審議会資料No.2、国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版(原案)に係る意見等対応表、同じく、都市計画審議会資料No.3、国立市都市計画マスタープラン〈第2次改訂版(案)〉、以上の6点になります。不足等はございませんでしょうか。

それでは、国立市都市計画マスタープラン〈第2次改訂版(案)〉について、都市計画審議会資料No.1からNo.3に基づいてご説明いたします。

最初に、都市計画市議会資料No.1、国立市都市計画マスタープラン〈第2次改訂版(案)〉についてをごらんください。

1は、都市計画マスタープランの概要です。都市計画マスタープランは、国立市総合基本計画第5期基本構想に掲げたまちづくりの目標の実現に向け、都市計画に関する基本方針を明らかにしたもので、都市計画の決定・変更や個別具体の都市整備を実践する際は、このプランに基づき進めることとなります。また、都市計画マスタープランは、おおむね20年程度の将来を展望し、10年後の平成39年度を目標としており、計画が長期にわたることから、5年をめぐりに評価や見直しを行うことを位置づけております。

次に2は、これまでの取り組みの経過です。平成15年2月に都市計画マスタープランを策定し、2回目の改訂の取り組みを平成27年から始め、平成29年12月の建設環境委員会及び平成30年1月の都市計画審議会に素案を報告し、その後、パブリックコメントや市民説明会で原案に対する意見を伺い、また東京都へは意見照会を行いました。出された意見をもとに、庁内検討会で検討・修正を行い、案を作成したところでございます。

3は、原案に係る意見等の対応です。意見の総数は39件で、うち反映した数は31件です。内訳はごらんとおりでございます。意見を受けての主な変更・修正事項について、主なものをここでは載せておりますが、後ほど都市計画市議会資料No.2でご説明をいたします。

4は、今後のスケジュールです。本日の都市計画審議会の答申を受けた後、6月末までに市で改訂版を決定し、公表していきたいと考えております。

次に、都市計画審議会資料No.2、国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版(原案)に係る意見等対応表をごらんください。あわせて、都市計画審議会資料No.3の国立市都市

計画マスタープラン第2次改訂版（案）も参考にごらんいただければと思います。

最初に、表紙をめくって1ページをお開きください。

表の見方ですが、左から順に、通し番号、該当ページ、該当項目、寄せられた意見の内容、それに対する対応内容、最後に意見の反映の有無を載せております。ページ数が多くなっておりますので、主な変更点を中心にご説明をいたします。

通し番号1番は、全体的な軽微な修正で、誤字・脱字や軽微な時点修正を必要に応じて行っております。

次に3番は、全体的な部分で、主語、述語の関係を明確にし、国立市が実施する事業の場合は「整備を推進する」に、民間や国・都等が実施する事業は「整備を促進する」に統一したほうがよいというご意見をいただきました。対応といたしましては、本文中についてはそのような表記に修正し、方針図においては、他の事業との関連があるので、基本的には修正しないものといたします。

次に4番は、序章の1ページで、図表－1、国立市都市計画マスタープランの計画体系上の位置づけで、都市計画道路の第四次事業化計画を計画の体系上に位置づけたほうがよいというご意見をいただきました。対応といたしましては、関係する個別計画は多岐にわたることから、図表－1の「関連する個別計画」を「主な関連する個別計画」に修正をいたします。

次に、2ページをお開きください。

5番は、序章の5ページで、(2) 将来人口についてです。将来人口について、現行計画の（8万人が）快適に暮らせるまちづくりの推進という考え方から、改訂版の（7万4,000人を）堅持できるという考え方に見直した概念がわかるような工夫をしたほうがよいのではというご意見をいただきました。対応といたしましては、「堅持し」の後に、「都市活力の維持と快適な都市環境の維持ができるよう」を追記し修正いたします。

次に7番、8番は、2章の5ページと6ページで、文化芸術条例の趣旨を都市マスにも反映すべきではないかというご意見をいただきました。対応といたしましては、「文化・交流機能等」を「文化芸術・交流機能等」に修正いたします。

次に、3ページをお開きください。

11番は、3章の8ページで、先ほどの7番、8番と同様の修正になります。

次に12番は、3章の9ページで、②の谷保駅及び矢川駅周辺の地域拠点の形成で、下から2行目の「さらに、駅前広場等の整備にあたっては」とあるが、谷保駅北口と矢川駅北口の駅前広場は整備済みである。何を整備するのかわからないというご意見をいただきました。対応といたしましては、「さらに」以下は南部地域の谷保駅南口と矢川駅南口の駅前広場整備を指しておりますので、「さらに」を削除し、「適正な土地利用の誘導を図り、駅前広場等の」に修正をいたします。

次に13番は、3章13ページ他で、図表3-1-3、土地利用方針図です。団地ゾーンの色が素案では濃いオレンジ色になっていますが、緑が多い団地を示す色というイメージとは違うように思います。山吹色にするなど、見直しをしてはどうかというご意見をいただきました。団地ゾーンの色は、ご意見を踏まえまして、他との色合いや見え方を検討

しながら修正をいたします。

次に14番は、3章15ページで、水と緑と生き物を大切にすまちづくりの現状の○の5つ目になります。多摩川の水質改善には、北多摩二号以外の水再生センターも寄与しているため、「等」を追記したほうがよい。また、「かつての清流が復活」という表現は、多摩川には合わないので削除したほうがよいというご意見をいただきました。対応といたしましては、「等」を追加し、「かつての清流が復活」という表現は、「かつて」の前に「矢川においては」を追記し修正をいたします。

次に、4ページをお開きください。

15番は、3章の19ページ、21ページ、44ページの図表3-2-2、緑と公園等の整備方針図と図表3-5-4、道路体系の整備方針図で、道路体系の整備方針図では、都市計画道路について優先整備路線・見直し路線といった優先づけがされていますが、緑と公園等の整備方針図ではそのような記載がありません。なぜ差異があるのかというご意見をいただきました。都市計画公園・緑地の優先整備区域は、城山公園の一部に限られることから、ご意見を踏まえ、施策3の③の文末に、「城山公園の一部は、都市計画公園・緑地の整備方針に基づく優先整備区域となっています」を追記し修正をいたします。

次に16番は、3章24ページ他で、第3章、7つのテーマによるまちづくりの3、安心して豊かに暮らせるまちづくりの現状の3つ目の○のところで、交通渋滞は踏切の存在そのものよりも、踏切が遮断することによって、発生するものであるので、文言を修正したほうがよいというご意見をいただきました。対応といたしましては、「踏切渋滞」を「踏切遮断による交通渋滞」に修正をいたします。

次に17番は、3章30ページで、施策2、文教都市にふさわしい子育て環境の充実で、子どもたちの身近な遊び場の確保について、小学生とは別に中高生の居場所の視点を分けて盛り込めないかというご意見をいただきました。対応といたしまして、「子どもたち」を「児童・学童」に修正し、「身近な遊び場の確保」の後に、「中高生が自由に集い、活動することができる環境の整備」を追記し修正します。

次に、5ページをお開きください。

23番は、3章52ページで、施策2、水害に強いまちづくりの推進で、水害への対応という点について、改訂後、「市民への情報提供」という文言がなくなっているが、その考え方についてのご意見をいただきました。市民への情報提供は必要ですので、施策2の文末に「市民へ都市型水害の発生状況などの情報提供を行います」を追記し修正します。

次に、6ページをお開きください。

24番は、3章53ページ、施策3、自助・公助に支えられた防災体制の充実で、「地域住民が活用できる消火・救助・救急資機材等」の後に、「及び、発災後も避難所等におけるエネルギー・通信の確保を可能とする設備」を加えたほうがよいというご意見をいただきました。市も発災後の避難所等におけるエネルギー・通信の確保は必要であると考えますので、ご意見のとおり修正をいたします。

次に、7ページをお開きください。

29番は、4章17ページで、現状の○の3つ目になりますが、都営矢川アパートの関係で、建てかえ事業のみが原因で市施設が取り壊されるという印象を受けるので、削除願

います。都用地の取り扱いに関して、誤解が生じないように表現を修正してほしいというご意見をいただきました。ご意見を踏まえ、「東京都による建替え事業が進められています」の後の文言を、「国立市では建替え事業によって生じる都用地を利用し、公共施設整備を進めています」に修正をいたします。

次に、8ページをお開きください。

32番は、4章20ページの(1)土地利用の方針の③地域西側の市街地整備で、現行では、「区画整理事業の見直しを視野に入れ、地区計画等の制度を活用」と記述されていたが、その記述が削除され、「あらためて基盤整備の方向性を検討する」となっており、検討が後退しているとのことをご意見をいただきました。ご意見を踏まえ、「あらためて土地区画整理事業の見直しを含めて基盤整備の方向性を検討し、これに基づき地区計画等の制度を活用したまちづくりの検討を進めます」に修正をいたします。

次に、9ページをお開きください。

37番は、4章29ページの(3)道路・交通の整備方針の①都市計画道路の整備で、甲州街道の2車線化について、事業化だけでは交通ネットワークは充実しない。2車線化は、周辺道路の整備が進み、交通の転換が図られることが必要というご意見をいただきました。表現を見直し、「都市計画道路3・4・5号線(さくら通り)西側部分、3・4・14号線、3・3・2号線及び3・3・15号線の整備を着実に進め、地域環境や景観に配慮し、市民生活の利便性や安全性の向上を図ります。また、関係機関と連携・協力し、甲州街道の2車線化による歩道幅を目指します」に修正をいたします。

次に39番は、4章33ページ図表4-4-2、南部地域のまちづくりの方針図で、「見直し区間」を「見直し候補路線」にしたほうがよいというご意見をいただきました。表現を見直し、「見直し候補路線(区間)」に修正をいたします。

最後に、本日お配りしております国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版の目次の裏面をごらんいただきたいと思います。6月18日に行われた建設環境委員会で、和暦・西暦の表記について、図表等が和暦表記だけになっているが、西暦表記もしたほうがよいのではないかというご意見をいただきました。本文中においては、和暦・西暦表記を併記しておりますが、図表等については、出典先の資料をそのまま記載しているため、和暦のみを表記しております。したがって、一番下に記載してある和暦・西暦表記について、「図表に出典してあるもの及び第3章に記載されている関連する主な個別計画では和暦の表記としており、西暦は併記していません」を追記したいと思っております。恐れ入りますが、差しかえのほうをよろしく願いいたします。

以上が主な変更点になります。

以上で、国立市都市計画マスタープラン(第2次改訂版)(案)についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

林会長 : 説明が終わりました。

それでは、質疑、討論、採決の順に進めてまいります。

初めに質疑を承ります。石井委員。

石井委員 : まずたくさんの意見を取り入れてくださって改訂していただいたこと、ありがとうございます。今のところなんですけれども、特に関連する主な個別計画欄のところでは和暦だ

けになっていて、これ西暦にできない理由というのはあるんですか。和暦だととてもわかりにくいんです。

事務局 : 国立市総合基本計画のほうから持ってきているところがございまして、そちらについても和暦表記だけになっているところもございまして、合わせたというところで、特に理由というのはないです。

林会長 : 図表の中。

石井委員 : 図表ではなくて、個別する関連……。

林会長 : 例えば何ページなんですか。

石井委員 : 例えば3-53ページですとか49。

事務局 : 関連する個別計画については、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、国立市総合基本計画のほうの表があるんですけども、そちらを持ってきているということもあるので、そちらも和暦表記だけになっているということもありますので、合わせたところがございます。

石井委員 : それはわかったんですが、どちらかを変えていかないと。だから、例えばこれは西暦も表記して、おそらくいずれは向こうも変わっていくわけですね。出典元というか。なので、どちらかをできないんですか。和暦で決まった、和暦以外できないということでしょうか。

事務局 : 出典元そのまま持ってきているものですから、大もとを変更するというのであれば、そのまま変更したものを持ってくるんですけども、あくまでも出典先のものを持ってきているところで、今回は変更しないということがございます。

石井委員 : わかりました。

林会長 : 高田委員。

高田委員 : いただいた意見がいっぱいあって、出どころが、国立市議会からその他隣接自治体にまで及んでいます。それで、せめて今説明された主な意見だけでも、どこから来ているかということがとても知りたい。

事務局 : 今説明したところがございますと、通し番号1番については、市のほうで見直しをして修正したところがございます。それから3番につきましては、東京都から出されたご意見でございます。通し番号4につきましては、説明会で出された意見でございます。5番につきましては、都市計画審議会が出されたご意見でございます。7番、8番、11番につきましては、議会で出されたご意見でございます。12番につきましては、東京都から出されたご意見です。13番につきましては、都市計画審議会が出されたご意見です。14番につきましては、東京都から出されたご意見です。15番につきましては、説明会で出されたご意見です。16番については、東京都から出されたご意見です。17番につきましては、都市計画審議会が出されたご意見です。23番につきましても都市計画審議会が出されたご意見です。24番につきましては、パブリックコメントで出されたご意見です。29番については、東京都で出されたご意見です。32番につきましても東京都から出されたご意見です。37番、39番につきましても東京都から出されたご意見です。

冒頭で説明したところでは今のとおりでございます。

林会長 : ほかにいかがでしょうか。尾張委員。

尾張委員 : 幾つか確認とか、市の考えを聞かせていただきたいんですけども、まず先だって建設環境委員会でこのマスタープランの報告をされたのですが、私は用事で傍聴できなかったもので、インターネットで確認したのですが、最初のところはちょっと入って、途中から20分あたりまで何回やっても出てこなくて、確認できなかったんです。

それもあるんですけども、これは最終の案なので、どんな意見が出てもそんなに変わることはないと思うんですが、議会からはどんな意見が主に出されて、それに基づき何か影響するものがありましたら、事務局としてどう捉えているのかを教えてください。

事務局 : 議会から出された意見で主なものについて、今回1枚で修正版というか、目次をお出しさせていただいておりますけれども、ここが議論の一番多かったところでございまして、和暦・西暦の表記を両方したほうがいいんじゃないかというご意見が出ましたので、その辺の整理をして、今回、修正版を提出させていただいたところでございます。

尾張委員 : ありがとうございます。じゃ、そのほかは何も影響がないという感じの確認でいいんですか。

事務局 : はい。そのほかのところについては修正をしてございません。

尾張委員 : 今回、諮問されたということで、この場に諮問されて、市としてはこれを決定していくということになるので、ここで例えばいろんな意見が出た場合、その取り扱いというのはどういうことになるのかなというのがちょっと疑問なんですけど、どういう構えなんでしょうか。

事務局 : 今回は市から諮問をしているということが、まずございます。都市計画審議会委員の皆様これにどうかどうかというのを承認していただくという形になります。

そのときに、例えば今、尾張委員さんが言ったように、何か特別な意見があって、変更したいような意見があると、意見を付して承認するとか承認しないというのは、最後、討論があると思いますけれども、討論の中でいろいろ言っていて、例えば変更するようなことがあったりすると、意見を付して承認するとか、いろいろなパターンがございしますので、できるだけ意見がないような形で承認をしていただけると助かりますけれども、そういう進め方があるということでございます。

尾張委員 : 採決をするということなので、自分の考えをまとめなきゃいけないと思うんですけども、前回の素案の段階でも申し上げたんですけども、前回の改訂のときは市民会議があって、この前のプランのときに、裏に市民会議でどういうことをやったというのがついていたんですけども、今回はそういう資料というのはまだ出されてきないんですけど、それはつくる予定でいらっしゃるんですか。

事務局 : 資料編というのがその後につくんですね。本編のこちらの今までのところについても資料編というのが載っておりますけれども、そのところでいろいろパブリックコメントをやったとか、市民説明会をやったという経過は載せる予定でございます。

尾張委員 : これが決まるまでの過程が目に見えてないので。前回の素案のときにお聞きした形では、市民アンケートと17名ぐらいの市民と学生のワークショップを、市民の声として受けたというご説明を受けた覚えがあるんです。それがどのような形で反映されたかというのが、どのくらい会議が開かれて、どのくらい反映されているかというのが、これを読んでもど

うしてもわかりづらいなというのが私としてはあるんです。

アンケートについてはそれぞれ項目があるんですけども、例えば3-25のところではこのアンケートの結果を表に載せています。それで、子育て世帯の定住化に向けて取り組むべき方策ということで一番多いのが、半数以上がこの結果として、遊び場とか公園、緑地、夜間照明の充実ということで捉えているんですね。

それを捉えた結果として、確かに3-28で、一応それをやっていきますよということを書いてあるんですけども、見ていくと具体的にどこをどうするのかというの、例えば3-30ページを見ると、前も申し上げたんですが、3行目に「中高生が自由に集い、活動できる」というのも入れたということはわかります。それで、環境の整備、親子で憩える公園や緑地の機能充実、防犯灯の設置や見通しの悪い道路の改善というふうに言葉として書いているんですけども、これが各地域のどこに反映されているのか、これまでよりもどこを充実させているのかということをお尋ねしたいと思います。

事務局： 都市計画マスタープランは大きな道筋を立てるものでございますので、例えば公園の緑地の確保というところにつきましては、個別計画の中で検討していくという形になりますので、ここでは具体的に細かいところまで踏み込んだ記載にはしてございません。

尾張委員： それぞれの地域の計画がしっかり出されているんですが、そこには落とし込めるまでにはなっていないという形なんですか、具体的には。

事務局： 落とし込めるというわけではなく、個別計画の中で細かいところは計画していきますので、そちらに委ねるところでございます。

尾張委員： 私が不思議だと思うのは、そこが一番大事だということを言っているだけけれども、それが改訂版に載ってこない、「個別計画の」の声あり）個別といっても、それがどこなんだというのが見えてこないのがおかしいと思うんです。例えば東地域にはいろんな公園がありますよというのがありますよね。そういう中で、少しは公園を増やしたいということは書いてあっても、どういうふうを増やすとか、どこを増やしたいと考えているとか、そこまでは見えてないから、結局は進まないんじゃないかなという思いがあるんです。

事務局： 繰り返しになって申しわけございませんけれども、まず序章の1ページに表がございませうけれども、全体的な都市計画マスタープランというのがありまして、そのほかにいろんな個別計画がぶら下がっておりますので、その個別計画の中でそれぞれを検討していくというのが流れになってございますので、ご理解いただければと思います。

尾張委員： じゃ、個別計画でこれからしっかり取り組んでいくというふうに理解することにします。

それともう一つ、ちょっとこれは市に確認なんですけど、3-42の部分で、前回気づいておけばよかったんですけども、ここに指標が載っているんですけども、その前の段階で、3-39、これも市民アンケートの結果で、暮らしに関する環境要素についての今後の重要度というのが載っていて、市が囲みをつくっているのが歩行者・自転車通行時における道路の安全性というところですよ。これが一番市民生活にとっては、歩道や自転車道をもっと整備してほしいという思いが載っていて、それを市としては受けとめているというふうには捉えるんですけども、3-42の歩道の改良率というのが、実績値は18.3で、目標値が28.9という形なんですけど、これはどういうことで決められたのかを教えてください。

事務局：こちらは総合基本計画から指標を持ってきておりまして、今は主に駅周辺で道路の整備が進められております。あと、主要道路の整備も進められております。そういったものの今後の見通しということで、平成35年度時点での歩道の整備率を目標としているところでございます。

尾張委員：これは歩道の中の約4分の1強を整備しますというふうに捉えてよろしいんですか。

事務局：バリアフリー化の改良ということですので、旧基準の学園通りとか1.5メートルの歩道、あと段差が15センチあって、バリアフリー対応になっていないような歩道、こういったものがございます。全歩道の中で現在の基準、幅員であれば2メートル以上、あと段差を改良して車椅子等が利用できるような歩道の形態、そういったものに改良する比率を、全歩道延長のうちの平成35年度の目標が28.9%で改良していくということでございます。

尾張委員：わかりました。ここをもっと本当は増やしてほしいなというのが、市民の願いなんじゃないかなと。このアンケートの結果から見ると、そこに一番力を入れてほしいと思っているんじゃないかなと受けとめられるんです。

それから、市民へのアンケートをもとにやられているということなので、そこを私もちょっと注目して見たんですけども、例えば商店街のことが結構出ているんです。さっきの市民へのアンケートでも、商店がもっと利用しやすい形になってほしいというのがあるんですが、それについて振興というのがどこかに載っていたんですけども、買い物とか、それは子育て世代のママたちからよく聞くんですけども、国立はおしゃれなお店も多くていいんだけども、身近なところで買い物がしにくいというのがあって、これが国立の一つのバランスの問題で、大切なところなのかなと思うんです。

そういう中で、3-36で特色ある地域産業の振興ということで、1は商店街づくり、2が企業誘致の促進、3が都市と農業というところなんですけれども、この指標で小売吸引力指数の実績値がバーになっていて、目標値が0.82って、これはどういう意味なんでしょうか。

事務局：こちらについても基本計画のほうからたしか持ってきておりまして、そこにも実績値はなかったような気がするんです。確認できないんですが、たしか総合基本計画から引用しているということでございます。

尾張委員：説明していただけないんですか。0.82というのはどういう意味で載せているんでしょうか。

事務局：今調べますので、お時間いただけませんか。

尾張委員：いいです。時間とっちゃうと皆さんに申しわけないので。

これを載せているということは、これをもとにつくっているということだから、ちょっと不思議だなと思うんですけども、その辺のところをどういうふうにしたいというのは言葉では出てきていますけれども、魅力ある商店街づくりの推進は駅周辺が中心になっているんです。ただ、人が住んでいるのは駅周辺だけじゃなくて、いろんな地域に住んでいて、例えば東ではプレスタウンのあたりは商店街がなくなっちゃって、お買い物をする高齢者の人たちが困るという例も、その辺の商店街づくりというのは市として考えていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけども、その辺の認識はどういうふうにして

いるのかということを確認したいと思います。

事務局： 商業の活性化につきましては、個別計画の中でどのように商業を活性化していくかというところは、いろいろ検討していく形になると思います。それもあくまでも個別計画の中で検討していく形になると思います。

尾張委員： ということは、ここには駅周辺だけが商店街、谷保駅、矢川駅、国立駅周辺となっていて、そのほかのところの商店街という捉え方はもうないという、ここに載ってないということはその部分はないと考えていいんですか。

事務局： 主なところで地域拠点とか、そういう拠点、拠点というので、都市拠点は国立駅周辺、それから地域拠点としては谷保駅、矢川駅が拠点となつてございますけれども、それ以外についても沿道に商店が張りついているところがいっぱいあると思いますけれども、そういうところについても当然活性化していかなくちゃいけないところがありますので、そういうところについては個別計画の中で検討していくという形になると思います。

事務局： 先ほどの小売吸引力指数ですけれども、こちらやはり総合基本計画のほうからそのまま引用しております、総合基本計画の中で、実績値が平成24年度で0.78というの載っているんですけども、これは多分、担当課との調整の中で今回実績値をバーにしている部分がございますので、この辺は改めて調整させてもらうことでよろしいでしょうか。

尾張委員： はい、わかりました。

事務局： 実績値を空欄にしてしまった理由は、主管課の考え方があったと思われるので。

林会長： 高橋委員、関連でしょうか。じゃ、ちょっと高橋委員から。

高橋委員： 尾張委員さんの質問中に、途中、割り込みをしてすみません。

一言、この場は都市計画審議会という場でございますので、各委員さんそれぞれの立場で、それぞれのネットワークで情報を集めて、これは事前にいただいた資料でございますので、多分皆さんそれぞれ準備されて来られていると思うんです。だから、発言の機会はできるだけ均等に皆さんに割り振っていただければなということが1つと、もう一つ、今いろんなご意見があるのは大変貴重な意見だと思うので、尾張委員さんそういうことがたくさんおありだったら、事前に市のほうに説明を求められる仕組みになっているでしょ。それをやっていただいて、できるだけスリムにさせていただいたほうが議会進行上よろしいんじゃないかと思うので、都市計画審議会としての委員の見解をきょうはどうと述べるといふことにしていただければ幸いです。

尾張委員： 最後に、前回質問できなかった部分なんですけれども、前々回の改訂のときは庁内検討会と、それに付随した市民の会議の検討会というのが何回も何回も開かれているんです。それを今回やらなかった理由はということだったんですか。

事務局： たしか前のときにも同じような質問があったかと思うんですけども、基本的には都市計画マスタープラン、平成15年の一番最初につくられたときに市民の皆さんで都市計画マスタープランをつくっていただいたということで、こちらは大変すばらしいという評価をいただいております。それをもとに1回目の改訂。1回目の改訂については同じような手法をとりましたけれども、今回、2回目の改訂につきましても全面改訂というわけではなく、時代の流れに沿っていろいろ変えるところがございますので、一部改訂という位置

づけで、大もとについてはなるべく踏襲するという形で、今回の改訂に至ったところでございます。

尾張委員： 改訂のときは前回のものも評価した上で課題を見つけてやるというんですが、それをどう評価して、どう課題を見つけたかということも資料でついていけばわかったと思うんですが、一つ一つのことについて庁内検討会で評価をしたと捉えていいんですか。その評価の結果がどういうふうになったかということも見えるんですか。

事務局： もちろん庁内検討会でも検討いたしましたし、アンケート調査、5、6年生の保護者向けのアンケート調査、あるいはワークショップ等も開いてございますので、市民参加のもとにいろいろ検討してきたということでございます。

尾張委員： 意見で申し上げますけれども、評価が見えてこなくて、評価があって、そこから初めて課題が見えて、そこからこうなっていくというのが見えてこない部分があって、市民のワークショップのを見たんですけれども、評価というよりは、意見を出してもらおうという感じだったんだなと私は受けとめています。

林会長： ほかにいかがでしょうか。今、質疑を承っている段階なので、質疑がございましたら、質疑がないようでしたらば、小口委員。

小口委員： これまでもこの審議会の中で、各委員さんそれぞれのお立場からさまざまな角度で質疑をされて、その積み重ねでここまで来ていると思います。その中で、最終段階ということでもありますので、大きな部分で私のほうから最終段階の確認ということで質疑をさせていただきたいのは、4-17ページの富士見台地域のところ、主要な課題の○の3番目で、「本地域の南側にあるJR南武線では、道路との立体交差化等による踏切の解消や踏切道の拡幅、歩行者用通路の確保などにより歩行・交通環境を整備し等々」の記述があります。これは今回の都市計画マスタープランの改訂の案の中でかなり大きな部分の一つかなと確認をいたしておりますので、改めて市長のほうから、鉄道の立体交差化ということとまちづくりとの関係で、市はどのように捉えて改訂の中に盛り込んできたのかということ、最終段階、答弁を願いたいと思います。

永見市長： 都市マスに南武線の連続立体交差化ということを位置づけさせていただきました。これは案の段階でございますけれども、その考え方は広域的な交通網の体系という考え方、これは東京都が既に出している考え方でございますけれども、国立市に翻って、国立市にとって今後の20年後ということを展望したときに超高齢社会が来る。少子社会が来たときの市民の生活の対応というのを、どこに軸足を置いて考えていかなければいけないかということの一つ考えました。国立市にとっての固有課題としましては。

そこで今回の都市マスの改訂の中で色濃く出させていただいたのは、健康・医療・福祉のまちづくりという観点を出させていただいた。広域的な観点から南武線の連続立交をするとか、都市計画道路を引く、これは東京都の事業でございますけれども、それと関連して、国立市における都市計画マスタープランの基本は、今申し上げたように、20年後を想定するならば超高齢社会、4人に1人以上が高齢者であって、後期高齢者が圧倒的な数を占める社会が来ている。そういう中において、まちづくりの観点も健康・医療・福祉という観点を導入し、市民が安心して歩いて生活圏を確保でき、そして日常生活が送れる、そういうまちづくりをもう一方で着実に進めていく必要がある。

その意味では、今、中央線が、南北の一体化と交通事故等の鉄道による事故の危険というものが相当解消されたわけですけれども、南武線についていいますと、相変わらずここがバリアになっていて、安心性がないということに着目しますと、このような表現をもちまして南武線もしっかりと連続立体交差化をして、南部あるいは北部の人たちが安心して交流できて、それで生活圏が拡大できて、歩いて活動できる、あるいは自転車で活動できる、そういうまちを一方ではしっかりとつくっていく。こういうことをここに盛り込ませていただいていたところでございます。

以上でございます。

小口委員： 考え方が改めて確認できました。ありがとうございます。

それともう1点、4-20ですけれども、一番上の③地域西側、これは富士見台ですね、富士見台の地域西側の市街地整備ということで、「地域の西側では、矢川上土地区画整理事業が都市計画決定されているものの、事業が進展していないため、あらためて土地区画整理事業の見直しを含めて云々」のくだりがあります。これは市が今いろんな課題を抱えている中の行政課題の一つとして、計画はあるけれども、進展していないという状況がある。この状況の背景及び何らかの見直しの手法について、改めて今のお考えがあると思いますので、その方針を伺いたいと思います。

事務局： 今の4-20の③に矢川上土地区画整理事業というのがございまして、これはご承知のとおり、都市計画決定がされているところでございます。この中で南部地域整備基本計画がございまして、この中にも課題としてのせらせていただいているんですが、大変大きな事業で、事業費も大きくかかるということがございまして、昭和36年の都市計画決定でございますので、これまでの経過としてなかなか整備が進まなかったということがございます。

経年でまちづくりも、住宅の状況もどんどん変わってくる状況がございまして、ここは土地区画整理ではなくて、例えばここにも書いてありますけれども、地区計画等をかけて、そういったまちづくりを進めていくという転換も視野に入れながら、今後のまちづくりを進めていきたいということでございます。

なので、これも都市計画マスタープランのほうにこういった書き方がございまして、あと個別計画の南部地域整備基本計画の中にも、課題として取り組んでいくべきことというふうに整理をさせていただいておりますので、今後、まちづくりの手法について、関係機関ともしっかりと詰めていきたいという考えでございます。

以上でございます。

林会長： ほかに質疑はいかがでしょうか。ございませんか。

なければ質疑を打ち切ります。

続きまして、討論に入ります。ご意見を。高田委員。

高田委員： 事前に私、説明を受けたのでおとなしいです。

意見が2つありまして、1つは、総合評価を5年ごとに見直したいというのが書いてあるじゃないですか。それについてどうしたらいいのというのを質問したんですが、説明を受けて意見にかえたんです。それは市民参加による各事業などの総合評価を行う機関の設置、検討とはどのようなものかということだったんですが、毎年行われている各担当課の

事業評価というのがございますが、それとまず1つは必ずリンクして、都市計画審議会もしくは審議会が設置するもう一つの評価機関によって総合評価を行うという仕組みはどうかという意見です。それで、この機関に公募市民が必ず含まれることで、そこでも市民が参加できるのがいいかと思えます。

あと、都市計画マスタープランに基づく都市計画事業の中で必要と思われるものについて、評価機関による担当課ヒアリングを含むということ、これはほかの自治体では評価機関は必ずやっています。各担当課が自己評価したものですので、質問し返さないとわからないことが山のようにあるので、そういう仕組みをそこに入れる。そして、検討された評価方法、これはどこが評価方法を検討するかというと、都市計画審議会もしくは審議会が設置する評価機関がやる。それに基づいて事業評価、ヒアリング結果を取りまとめて総合評価を行うという仕組みがあってはどうかという意見です。というのは、お返事として、いつごろ検討したということがわからないという質問に対してお返事をいただいたので、提案ということで意見を申し上げました。

もう一つはプライオリティーについても質問したんですが、それについては健康・医療・福祉のまちづくりの推進を一番とするということで、これについての私の意見です。

健康・医療・福祉のまちづくりの推進のためにまちづくり担当課、建設土木担当課と福祉分野担当課が連携していかないと、絶対このまちづくりは達成できないと思います。具体的に、私、仕事で保健師さんたちとつき合うんですが、ものすごくまちを歩いて現場を見ている。現場はソフトの現場じゃなくて、ハードも目に入っちゃうんです。だから、ハードの課題も知っているんです。だから、ハードの地域課題も知っています。そういう人たちが分野を越えて、垣根を蹴って連携しないと本当の現場の地域課題が拾えません。少しずつでも改善、更新、大きくばあーんじゃなくて、それぞれの課が持っている得意の施策を使ってちょっとずつ直していく。そういう直し方などは更新型まちづくり。だから、そういうまちづくりでよいまちになると思っています。

ある自治体では、市民からの相談を分野を越えて受けとめる。つまり福祉、ふくふく窓口がありますよね、あそこは福祉のそう。だけどそうじゃなくて、ちょっとしたハードの相談もまとめて全部受けるところが必要です。それを一旦受けとめてほしいじゃなくて、確実に関連課につなぐ。そして、庁内連携で具体的にどう改善していけばいいかを連携で、庁内で考える、横並びで考えるという仕組みがすごく大事で、地域全体に及ぶ見える効果とか、住民の主体的なマネジメント効果みたいなものが私の知っている自治体では効果として出てきます。それは結果として、地域の安全とか快適性の効果を蓄積していています。だから、そういうまちに国立がなればいいなと思うので、そういう連携のシステムをぜひ構築していただきたいと思っています。

意見でした。

林会長：ありがとうございます。事務局からはないですか。

ほかにございますか。これが終わったら採決に移りますが、それまでご意見等々。じゃ、尾張委員。

尾張委員：意見というか、討論をさせていただきます。今、高田委員のお話もあつたんですが、私がどうしても引っかかるところが、マスタープランというのがあって、それを改訂する前

にどう評価されて、その評価がどういうふうに、例えば次に市民の声を聞いて、それがどこにどう反映されているのかももう少しわかりやすく出ている資料などがあるといいのかなというのがありました。

それとまた、前回の改訂のときには、市民の意見を反映するために市民みずからがマスタープランの評価などに関する提案を行う、国立市都市計画マスタープラン評価等市民会議設置要綱というのがあって、それに基づいて27回の評価作業を行って、1次、2次ときちんと評価作業が行われた上で、次の改訂を行っていったという経緯があると。調べたらそうだったんですけども、今回はそういうところが見えてこないで、調べてみると、庁内検討会で多分やったのであろうと思われるんですが、庁内検討会って市のさまざまな分野の、それこそ福祉から土木とか、全部の課長さんたちや部長さんたちが入っていると思うんですけども、それも大切です。

最終的にはそこでしっかりとまとめていくということは大切なんですけど、そこにいくまでの過程という、評価があって、そこから課題を抽出して、どこをどういうふうによりよいものにしていくかというその過程が、5年ごとというのは大事だと思うので、次回に向けてはそのようなシステムで、問題はここだなといったときにはそれに対応する、例えば市民の声を聞くテーマをつくって、そこに向けてもう一度聞いてみるとか、そういう丁寧なワークショップをしていくような形を取り入れたりしながら、市民でつくっていくという改訂をやってほしいということを意見しておきます。

というのも、実は生活感覚ってすごく大事で、国立市の職員さんの2割しか国立市に住んでいないんです。実際にそこで生きて買い物をして、そこで病院にかかり、そこでいろいろ生活していく生活感覚がすごく大事だと思うんです。そういう大もとのものをつくっていくときの意見というのは、そういう意味では丁寧に市民の声を聞いていくというステップを、次回のときにはぜひつくってほしいということを要望します。

林会長：ほかにいかがでしょうか。三輪委員。

三輪委員：僕は個別の話になってしまうんですけども、3-30ページの一番下の施策2のところ、前回の都市計画審議会で出された意見を踏まえて、幼児・児童と中高生のところを分けていただいたのはよかったですと思います。

それで私、先日、山梨県の中高生の居場所づくりを、小学生、中学生、高校生をごっちゃにするんじゃなくて、中高生を専門にしてやっていくという運営をしている施設に行ってみまして、そこの方からも話を聞いてきたんですけども、運営する側としても中高生とか小学生とかの対象をはっきりさせることで、どういう企画を打って、どういう運営をしていけばいいのかというのがわかりやすいですし、当然来る側の子供たちですとか生徒さんにとっても、ここがどういう場所なのかということがわかって、非常に行きやすいという話を伺いました。

ですから、ここに関連する話ですと、矢川プラスで今後、中身を最終的に詰めていくとか、そのディテールを決めていく段階だと思うんですけども、矢川プラスの子供関連のところ、こういう対象を細かく絞ったような計画の中身、肉づけをやっていただけるようお願いさせていただければと意見として申し上げたいと思います。

林会長：ほかに。大谷委員。

大谷委員： 私もこの改訂、本日に至るまで大分質問もさせていただき、いろいろと意見、調整させていただきました。やっとでき上がったかなと思ひまして、これを見たときに、事務局の苦労というのは大変なものだったんだろうなというのは想像いたします。そして、その過程においては、しっかりと市民の意見を聞いていただいているなど。改訂ですから、今回。手続をしていただいたなということもよく理解いたします。

それと同時に、前回の都市計画マスタープランから今回の改訂版を比較しますと、まさに今改訂したなということで、時代に合わせて、これからの人口統計という数字もしっかり見据えて、それに向けたまちづくり、それと今、市長からもお話をいただきましたけれども、まちづくりとしては地域包括的な時代に合った、ハード面もソフト面も整えていくんだということが、細部にわたって見てとれるなというのが実感でございます。

それと、市民の意見ということでございますけれども、私は議員という立場もありますから、その中で多くの市民の意見を聞きながら、それも伝えてきました。そういった議会での役割とか議員としての役割も果たさせていただく中で、多くの市民の意見も反映できたのかなというふうに、これを見て自負しているところでもあります。それからからしますと、今回の改訂は非常によくできたものだと思っております。

意見ですけれども、要はこれをつくって終わりじゃいけないんです、マスタープランは。ぜひこれを各部署の皆様、具現化できるように、先ほどほかの委員からもありましたけれども、個別計画に落とし込んだ中で実際に市民生活にこれが反映できるように、ぜひ運営をしていただきたいということが意見でございます。

林会長： 高柳委員。

高柳委員： 私もきょうに至るまで、本当に当局のほうでここまでやっていただいたということに、まずは感謝を申し上げたいと思います。

また、この改訂版を作成するに当たって、これまでの取り組みと経過を見させていただきましたけれども、適切にきちっと順を追って丁寧にやっていただいたということも理解いたしました。また、市民の意見もきちっと受けていらっしゃるということも理解いたしました。また、原案を受けまして意見をいただいた中から、それをきちっと反映していただいたということも評価いたします。それとともに、直近の建設環境委員会について、和暦・西暦についてのご意見をしっかりと受けとめて、こういう形であらわしていただいたということも評価させていただきます。

あと、先ほど高田委員からもお話がありましたけれども、今、国立市ではふくふく窓口、子供に関してはくにサポ、総合相談窓口ということに永見市長に力を入れていただいております。市民にとりましては、何でもそこで受けとめて聞いてもらえる場所というのはとても必要だと思っております。それには縦割りを外していかなければならないという、非常に困難なことだと私も理解しておりますが、それに果敢に今、永見市長をはじめとして、当局は挑戦していただいていると私は思っております。私もマスタープランについても、まちづくりということに対しましても、市民の意見を受けとめる場所も、今のくにサポやふくふく窓口でも受けることができるような総合窓口をぜひともつくっていただきたいと私の意見として申し上げたいと思います。

ただし、意見は意見と受けていただいて、それをどう実現されるかというのは、プロの

目できちっと判断していただいて取り上げていただきたいということを申し上げ、私の意見とさせていただきます。

林会長：ほかにいかがでしょうか。小口委員。

小口委員：今回の都市計画マスタープランの改訂ということで、これまでも審議会の意見等々を非常に丁寧に聞いていただいて、ここまで改訂作業を進めてきていただいたなというところが大きな感想の一つであります。また、審議会だけではなくて、議会もちろん、それから説明会やパブリックコメント、あるいは関係各団体のほうからも数々の意見を聞いた上で当局のほうで対応していただいて、先ほどの冒頭の説明にもありましたように、本当に一つ一つ丁寧に、こういう対応をとということで検討をいただいてのそれが反映された内容ということでありまして、進め方あるいは改訂の手法という意味からしても、評価に値する適切な仕事をしていただいたと思います。

その上で、この中身でありますけれども、先ほど市長に伺った中で市長からのご発言もありましたけれども、国立ということでは、政策を進めるに当たって、基本として人権と平和、また健康・医療・福祉という角度が、都市計画という分野においてもそのベースとなっているということを非常に実感して、先ほどの市長の話も伺っておりました。

こういった中で安心安全のまちづくりということにおいて、具体的にはプラン、あるいは方針としての南武線の連続立体交差化、甲州街道の2車線化ということ、また特に南部地域の狭隘道路の整備や、大きくまちづくりにかかわってくる富士見台地域の再生ということも含めて、こうしたまちづくりの、あるいは都市計画の大きなプランという中に、そのベース、背景として、国立が目指している人権・平和、健康・医療・福祉というソフトウェアも含めての大きな都市計画マスタープランの改訂作業ができてきたなというふうに感想を持ちました。その意味では今後、このマスタープランを活用しての国立市の行政運営に期待をしております。

以上です。

林会長：ほかに。石井委員。

石井委員：議員ばかりになって大変申しわけないんですが、マスタープランには市長の方針というのが明確に市民に伝わる必要があるんだろうと思っております。そういった意味で今回の改訂で、例えば先ほど三輪委員がおっしゃっていた子供のところに中高生ということを入れてくださったこと、これはまさにくにサポで妊娠前から青年期まで国立はちゃんとフォローするんだ、その子供たちを余すことなく見ていくんだというのが盛り込まれたり、それから文化芸術のところですね、条例をつくったことをきっちり盛り込んでいただいて、これも市民に示していく。これが明確になったのではないかと思います。

そういった意味で今回の改訂はとってもいいと思いますので、これで進めていただきたいと思います。

林会長：ほかにいかがでしょうか。なければ打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。「国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版案」、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長：異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することにいたします。

さて、議題につきましては以上でございますが、その他といたしまして事務局から何かございますか。ありませんか。委員の皆様から何かございませんか。

それでは、以上で議事日程のとおり全て終了いたしましたので、これをもちまして第37回国立市都市計画市議会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

— 了 —